

第21回 こちら
安全防災担当室

地震
による火災で注意すべきポイント

東日本大震災の発生から間もなく丸6年を迎えます。大規模な地震が引き起こす火災を拡大させないために、地震直後にとるべき行動を再確認しましょう。

【問い合わせ】安全防災担当室 防災防犯係 ☎(84) 5540

適切なタイミングで消火を

地震火災による被害を防ぐための消火のタイミングは3つあります。その際は、身を守ることを優先して対応しましょう。

- ①緊急地震速報を聞いた時、グラツとした時。ただし、大きな揺れの場合はやけどを避けるため火元から離れましょう。
- ②大きな揺れがおさまった時。
- ③出火した直後。備え付けの消火器などで消火しましょう。

煙から命を守る

火災で最も恐ろしいのは煙です。煙には人体に有害な物質が多く含まれ、中でも一酸化炭素は、頭痛・疲労・倦怠感・めまいなどを引き起こし、意識障害、そして最悪の場合死に至ります。火災時は、煙をできるだけ吸わずに避難しなければなりません。

【火災の煙の特徴】

- ・充滿して人の視界を奪い、恐怖感を抱かせます
- ・横方向には秒速0.5～1m、上方向には秒速3～5mで広がります

【煙を吸わない避難法】

- ①織目の粗いタオルを折り重ね、枚数をできるだけ多くして使用する。煙の通過面積が大きくなるように口や鼻に当てる。
- ※避難が最優先のため、タオルは必ずしも濡らす必要はありません
- ②濃煙を一息吸うだけでも息苦しくなるため、一酸化炭素の除去はほとんど期待できないが、避難中は一瞬たりともタオルを口や鼻から離さない。
- ③姿勢を低くして床面すれすれに、壁伝いに進む。
- ④煙で見通しが悪くなったり、停電で暗くなったりした時は懐中電灯を頼りにする。

不明な点は各種相談窓口で

◆家庭用電気製品などのリコール情報の確認について
製品安全ガイド(経済産業省)

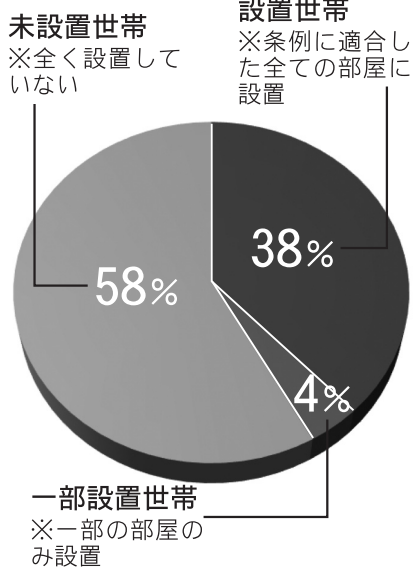


◆使わなくなった消火器の回収
消火器リサイクル推進センター
☎03(5829)6773

◆住宅用火災警報器についての相談
小田原市消防本部
☎0465(49)4410

火災時の逃げ遅れを防ぐために
住宅用火災警報器の設置を！

町の住宅用火災警報器の設置率



町の約6割のご家庭は、火災警報器を設置していませんでした。

町内の一戸建て世帯の住宅用火災警報器設置状況について、訪問調査(無作為に抽出)を行いました。全ての寝室などに設置しているご家庭や、寝室などの一部に設置しているご家庭は、全体の約4割でした。また、全く設置していないご家庭は約6割を占めました。

総務省の統計資料によると、火災による死亡原因で最も多いのは、火災発見が遅れたことによる「逃げ遅れ」です。

小田原市消防本部管内では、

平成18年6月から各家庭の全ての寝室、寝室が2階以上にある場合は階段の上部に住宅用火災警報器(煙式)を設置することが義務づけられています。

まだ設置されていないご家庭は、**早急に設置**をお願いします。

また、設置済みのご家庭におきましても、**住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じしなくなることがありますので、製造年月から10年を目安に交換**してください。

トピック
地域行事

道祖神太鼓を再び！



←仲町屋自治会



城山自治会→

毎年1月14日頃に行われるどんと焼きでは、道祖神をまつる祭壇を整え、子どもの多い地区では、道祖神太鼓を披露する習わしがあります。児童数の減少などが影響して、道祖神太鼓の継承は近年難しくなっていました。今年、町民有志の方の「地域の絆を守るため」という強い熱意によって仲町屋や城山自治会などで道祖神太鼓が実施され、祭りを華やかに盛り上げました。

【問い合わせ】
教育課 生涯学習係

☎(83) 7021

NEWS

健康福祉センター
の入浴施設利用に

4/1 特典 を設けます！
開始 ～ぜひご利用ください！～

特典1

町内在住の65歳以上の方限定で
ポイントカード制を導入！

入浴回数1回につき、1ポイントを贈呈。
10ポイント貯まると

1回の利用料金(上限3時間迄)が無料になります。ご入浴、ご休憩などゆっくりとお寛ぎください。

ポイントカード発行手続き

住所と年齢が分かる証明書類をご持参の上、入浴施設受付(営業時間内)にて、お申し込みください。

ポイントカード利用時の注意

- ・カードを忘れた場合はポイントはつきませんのでご注意ください。
- ・カードを紛失して再発行した場合は、ポイントは1ポイントからとなります。

【問い合わせ】福祉課 福祉推進係 ☎(83) 1226
指定管理者 町社会福祉協議会 ☎(82) 0294



富士山を臨む3階男子浴室

特典2

町内在住の方は
毎月26日(風呂の日)

2時間の入浴料金が半額

(2時間を超えてのご利用には通常料金がかかります)

利用方法 運転免許証など、町内在住であることが証明できる証明書、またはポイントカードを受付に提示して、券売機で半額料金の入浴券をご購入ください。

- ・26日が休館の場合は、25日を「半額の日」とします。
- ・12月26日は年末休館のため、「半額の日」は設けませんので、ご了承ください。